

**令和 7 年度伊那市 SMS、自動音声を活用した市税等納め忘れ防止事業
公募型プロポーザル実施要領**

長野県伊那市（以下「市」という。）が令和 7 年度に行う「令和 7 年度伊那市 SMS、自動音声を活用した市税等納め忘れ防止事業」を委託する事業者選定にあたり、プロポーザル方式により受託者を決定するため、次のとおり公募します。

令和 7 年 8 月 1 9 日

長野県伊那市
伊那市長 白鳥 孝

1 事業の概要及び提案依頼内容

（1）事業名

令和 7 年度伊那市 SMS、自動音声を活用した市税等納め忘れ防止事業

（2）目的

現在、スマートフォンが主要な通信手段となっているため、システムから SMS、自動音声で市税等（後期高齢者医療保険料・介護保険料）の納期限のお知らせや納付催告を行い、市税等の納め忘れ防止を図る。

（3）事業内容

別紙 1「令和 7 年度伊那市 SMS、自動音声を活用した市税等納め忘れ防止事業」仕様書に示す要件を満たした事業を行うこと。

※詳細は、別紙 1「令和 7 年度伊那市 SMS、自動音声を活用した市税等納め忘れ防止事業」仕様書のとおり。

（4）プロジェクトの進め方

WBS 及びガントチャートを作成し、週 1 回程度、担当者と進捗管理等のための会議開催（オンライン会議を含み、双方が不要と判断した場合は行わない）を想定する。

（5）納品物

システム及びその導入に必要な機材等一式、事業完了報告書など完成図書一式、
その他協議の上定める書類等

(6) 事業の実施場所

長野県伊那市

(7) 履行期間 契約締結日から令和8年3月31日まで

(8) 費用の上限額

事業費 令和7年度 3,000千円（消費税及び地方税の額を含む。）

運用費 1ヶ月あたり 250千円（消費税及び地方税の額を含む。）

※当該金額は、発注予定額を示すものではなく、最大事業規模を示すためのものである。

(9) 担当課

〒396-8617 長野県伊那市下新田3050番地

長野県 伊那市 市民生活部 税務課 収税係

（課長）西川 信男（担当）唐澤 雅也 柴 貴臣

電話 0265-78-4111 内線 2234

F A X 0265-74-1251

メール zei@inacity.jp

2 公募型プロポーザルによる事業委託候補者選定

事業受託を希望する者は、本要領により参加申込を行い、応募資格要件を満たしていることの確認を受けた上で企画提案書を提出すること。

企画提案書及びプレゼンテーションにより審査を行い、最も優れた企画を提案した者を事業委託候補者とする。

なお、企画提案書作成費用、プレゼンテーション費用など、公募型プロポーザル参加に係る諸経費は、全て参加者の負担とする。

3 公募型プロポーザル応募資格要件

公募型プロポーザルに応募する者は、次の各号に掲げる資格要件を満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により入札に参加することができない者でないこと。

(2) 伊那市建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要綱（平成27年10月28日告示第329号）に基づく入札参加停止措置を受けている期間中でないこと。また、伊那市競争入札参加資格者名簿に未登録の場合は、当該要領に掲げる指名停止要件に該当しないこと。

(3) 伊那市暴力団排除条例（平成24年伊那市条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団員または同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

- (4) 市に納付すべき税等徴収金（保険料、使用料等含む。）の滞納がない者（法人の場合は、その代表者も含む。）であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (6) 市が開催するプレゼンテーション及び受託後の打合せ等に参加できること。
- (7) プライバシーマーク、ISO27001などの情報セキュリティ関連認証取得をしていること。

4 質問及び回答

事業の内容等不明な点についての質問は、上記1（9）の担当課まで、別紙質問書（様式第3号）を電子メール又はFAXにより送信し、その旨、電話連絡すること。（電話及び直接来庁することによる質問には応じないものとする。）

- (1) 質問期限 令和7年8月26日（火）午後5時まで
- (2) 回答期限 令和7年8月29日（金）まで
- (3) 回答方法 質問と回答は、質問期限経過後、全質問者及び全参加者へ電子メールにより通知するとともに、市ホームページ上へ掲載する。

5 企画提案参加表明書の作成・提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる事項に留意の上、企画提案参加表明書等を提出しなければならない。また、応募資格要件の確認ができない者の企画提案書は、受理しないものとする。なお、共同事業体で応募する場合も、各自事業体ごと、同様の書類を提出するものとする。

(1) 企画提案参加表明書の作成

企画提案参加表明書（様式第1号）

(2) 添付書類

- ア 事業者概要書（様式第2号）
- イ 宣誓書（様式第6号）
- ウ 事業者の概要がわかる関係資料（定款、規約等）
- エ 登記簿謄本又は履歴（現在）事項全部証明書
- オ 情報セキュリティ関連の認証を取得していることがわかる書類（認定証の写し等）
- カ 令和7年度現在、国または地方公共団体と本事業と種類及び規模が類似する契約を締結した実績がある場合には、当該事業等委託契約書の写し、または、履行実績を確認できる書類の写し

(3) 企画提案参加表明書等の提出期限及び提出先等

ア 提出期限 令和 7 年 9 月 2 日（火）午後 5 時（必着）
提出期限までに提出先に到達しない企画提案参加表明書等は、理由のいかんに関わらず受理しないものとする。

イ 提出先 上記 1（9）の担当課

ウ 提出方法 持参または郵送（郵送の場合は一般書留または簡易書留に限るとし、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とする。）

（4）資格要件の確認

市では、提出された企画提案参加表明書等を基に資格要件の確認を行うとともに、必要に応じて、企画提案参加表明書等の内容に関するヒアリングを行い、確認結果を令和 7 年 9 月 5 日（金）までに企画提案参加表明書に記載の連絡先に電子メールにて通知する。

当該通知を受けた者は、通知をした日から起算して 5 日（伊那市の休日を定める条例（平成 1 8 年 3 月 3 1 日条例第 3 号）に規定する休日を除く）以内に、書面により説明を求めることができる。

また、提出された企画提案参加表明書等に虚偽の記載事項がある場合、企画提案参加表明書は無効とする。

（5）参加辞退の取扱い

企画提案参加表明書の提出後、提案参加を辞退する場合は、任意の様式による書面でその旨を届け出ること。

なお、辞退することによって、今後、市との契約等について不利益な取扱いを受けるものではない。

6 企画提案書の作成・提出

（1）企画提案書等の作成様式

ア 企画提案書（様式第 4 号）及び企画提案説明書（任意様式）
企画提案書及び企画提案説明書は、原則として全て A 4 サイズとし、内容は理解しやすい表現とすること。（A 3 版は、長辺を二つ折りし、右側を更に半分外側に折り、A 4 サイズとなるようにすること。また、内容は理解しやすい表現とすること。）

イ 見積書（様式第 5 号）

事業費と運用費について、それぞれ別に作成し提出すること。

令和 7 年度の経費の合計額は、1（8）に示す今年度の費用の上限額以内とすること。

ウ 会社概要またはパンフレット（写し可）

（2）企画提案書等の提出先及び提出期間等

ア 提出期限 令和 7 年 9 月 9 日（火）正午（必着）
なお、提出期間中に提出先に到達しない企画提案書等は、理由のいかんに関わらず受理しないものとする。

イ 提出先 上記 1（9）の担当課

ウ 提出方法 持参または郵送（郵送の場合は一般書留または簡易書留に限るとし、受取日時及び配達されたとことが証明できる方法とする。）

エ 提出部数 11部（原本1部、写し10部）

（3）提出された企画提案書等の取扱い

ア 企画提案書等の作成及び提出に係る経費は、参加者の負担とする。

イ 市は、提出された企画提案書等を参加者に無断で使用しない。ただし、事業委託候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

ウ 提出された企画提案書等は、提出後に内容を追加及び修正することはできない。

7 審査

事業委託候補者の選定は、「令和7年度伊那市SMS、自動音声を活用した市税等納め忘れ防止事業審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。審査員が企画提案を別紙2 評価審査基準により採点し、評価点数の合計点が最高点となった者を事業委託候補者（第一優先交渉権獲得業者）とする。なお、最高得点者が複数となった場合は、審査委員会の協議により事業委託候補者を選定する。

（1）審査対象

提出書類及びプレゼンテーション

（2）審査基準

評価の項目、判断基準及び配点は、別紙2「令和7年度伊那市SMS、自動音声を活用した市税等納め忘れ防止事業プロポーザル評価審査基準」のとおりとする。

（3）提案の失格

以下のいずれかに該当する者は、失格とする。

ア 提出書類に虚偽の記載があったとき。

イ 本要領に定められた以外の方法により、審査員または関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めたとき。

ウ 参加者が他の提案の代理を行ったとき。

エ 提案に際して、談合等の不正行為があったとき。

オ 本要領に違反する提案を行ったとき。

カ 上記以外のほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

（4）書類選考（1次選考）について

参加表明で、6者以上となった場合に、書類選考（1次審査）を行う。

ア 実施方法 提出された書類にもとづき、事務局にて別紙2 評価審査基準により採点し、評価点数の合計点が高い5者を選定する。
なお、応募者が5者以下の場合は実施しない。

イ 書類選考結果の通知

すべての業者に令和7年9月18日（木）に、企画提案参加
表明書に記載の連絡先に電子メールにて通知する。

（５）プレゼンテーション（２次選考）の期日等

- ア 期 日 令和7年9月25日（木）
- イ 会 場 伊那市役所3階 302会議室
- ウ 所要時間 プレゼンテーション：30分以内
審査委員による質疑：15分以内
- エ 発表順及び時間

原則抽選により決定し、通知する。

【１次選考が行われない場合】

資格要件の確認結果連絡時（令和7年9月5日（金）まで）
、あわせて通知する。

【１次選考が行われる場合】

選考結果の連絡時（令和7年9月18日（木））、あわせて通知する。

- オ 準備物等 会場には、スクリーン、プロジェクター（15ピン/HDMI）及びコンセントを用意する。その他必要な物（提案書の電子ファイルを保存したノートパソコン等）がある場合は、持参すること。

（６）審査結果は、審査終了後、速やかに全参加者に書面で通知する。なお、審査結果について一切の異議申立ては受け付けない。

（７）その他

プレゼンテーション会場への参加人数については、1者につき5人以内とし、参加者の入れ替わりやオンラインでの参加は認めない。

８ スケジュール

- 令和7年 8月19日（火）公告（公募型プロポーザルの募集・質問受付開始）
- 令和7年 8月26日（火）質問締め切り、質問公開
- 令和7年 8月29日（金）質問回答期限、回答公開
- 令和7年 9月 2日（火）参加申込み締め切り
- 令和7年 9月 5日（金）参加資格要件の確認結果通知
- 令和7年 9月 9日（火）正午 審査書類提出期限
- 令和7年 9月12日（金）書類選考（１次選考）
- 令和7年 9月18日（木）書類選考（１次選考）選定結果通知
- 令和7年 9月25日（木）プロポーザル審査（伊那市役所）
- 令和7年 9月29日（月）事業委託候補者（第一優先交渉権獲得業者）発表
（審査結果通知）
- 令和7年10月 6日（月）事業委託候補者との打合せ（伊那市役所）

令和7年10月上旬 契約締結予定

※日程については、変更する場合があります。

9 選定後の手続き等

- (1) 委託事業の実施については、提案書の内容をそのまま実施することを確認するものではなく、事業委託候補者と市が委託事業の内容の詳細を別途協議、調整の上、提案の内容を一部変更して契約する場合がある。この協議は、審査結果通知後14日以内に行うものとし、14日以内にこの協議が整わない場合は、審査の結果、次点とされた者と改めて同様の協議を行うものとする。
- (2) 市は、9(1)の協議により委託事業の内容の詳細を決定したときは、当該事業に係る契約予定価格を決定するとともに、事業委託候補者へ書面により見積依頼を通知するものとする。
- (3) 事業委託候補者は、9(2)の通知を受けたときは、当該通知で定める期限までに、見積書を提出しなければならない。当該期限までに事業委託候補者から見積書が提出されない場合は、7の審査の結果、次点とされた者と改めて9(1)の協議を行うものとする。
- (4) 契約保証金の支払いについては伊那市財務規則（平成28年3月31日規則第17号）の規定による。
- (5) 委託料の支払いについては、契約書の支払い規定による。
- (6) 契約書の作成等に要する全ての費用は、受注者の負担とする。

10 その他

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 審査の透明性、公平性及び客観性の確保を期するため、審査結果は市公式ホームページ上で公表する。
- (3) 提出された書類は、伊那市情報公開条例（平成18年3月31日条例第17号）に基づく開示請求があった場合、開示の対象文書となるが、同第6条に規定する開示しないことができる公文書に該当する事項は開示しない。
なお、参加者名や参加者の得点、見積額は開示する。

以上